

訪問リハビリテーションサービス利用の注意事項

訪問リハビリテーションサービス利用にあたり、下記についてご了承をお願い致します。

1 指示書

サービス提供には当事業所医師の発行する訪問リハビリテーション指示書が必要となります。

2 時間変更

交通事情や緊急対応等によりサービス提供時間を変更することがあります。

訪問予定時刻の前後15分を超える変更となる場合は、ご連絡致します。

3 管理体制

担当療法士制ではなく、複数の療法士がお伺いします。

チームリハビリテーションにより充実したサービス提供に努めております。

4 同行訪問

基本的には療法士1名での訪問となりますが、同法人療法士の同行訪問があります。

また、療法士学生、医学生等実習で同行させて頂く事があります。

5 サービス提供時間

滞在時間はケアプランに基づいた時間となります。

訪問時に不在、当日のキャンセル(リハビリテーションへの拒否など)が発生した場合は別途相談になります。

サービス提供時間中の自転車駐輪スペースの確保をお願いします。

6 感染対策

職員の感染対策の一環としてサービス提供時間中に、ご自宅の洗面台をお借りし手洗いをさせていただきます。

ご利用者様、ご家族様で発熱症状、胃腸炎症状などありましたら事業所へ連絡をお願いします。

7 緊急時

ご利用者様の体調急変時は、主治医に判断を仰ぎます。

緊急連絡先の優先度の高い方とケアマネージャーへ連絡をします。

救急車を呼びますが、その後の対応は救急隊へ引き継ぎます。(同伴は致しかねます)

8 リハビリテーション中の注意点について

主治医の指示(リハビリテーションの負荷量など)のもと、血圧、呼吸状態、痛みなどを考慮して介入をします。

ペットが療法士に噛みついてしまう事故が昨今、増えておりますので介入中は安全な環境へのご配慮をお願いします。

アクセサリ類や高価な物の紛失に関して、責任は負いかねますので利用中は安全な場所への保管をお願いします。

9 リハビリテーションに必要な物品準備のお願い

リハビリテーション実施にあたり、必要な物を購入して頂く場合があります。(嚥下訓練や自助具作成など)

10 保険証等

保険証(国民健康保険証・社会保険証・後期高齢者医療保険証)・高齢受給者証・

特定疾患医療受給者証・重度心身障害者医療受給者証等の提示、又はコピーの

提出をお願い致します。各種証明書の有効期限超過が生じた場合利用の相談をさせていただきます。

*訪問時のお心付け(金銭・飲食)、接待等をご遠慮申し上げます。